

森林公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 47 号

森林公園条例施行規則の一部を改正する規則

森林公園条例施行規則（昭和 55 年岩手県規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休場日)</p> <p>第 2 条 森林公園の施設で条例別表第 1 に掲げるもの（以下「森林公園の施設」という。）の休場日は、別表のとおりとする。</p> <p>2 条例第 10 条の規定により森林公園の管理の委託を受けた者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、<u>所管地方振興局長（森林公園の所在地を所管する地方振興局長をいう。以下同じ。）</u>の承認を得て、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は前項の休場日において臨時に開場することができる。</p> <p>(開場時間)</p> <p>第 3 条 森林公園の施設の開場時間は、9 時から 16 時まで（岩手県滝沢森林公園の施設にあつては、9 時から 16 時 30 分まで）とする。</p> <p>2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の開場時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 4 条 条例第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、<u>森林公園施設使用許可（変更）申請書（様式第 1 号）</u>を森林公園の施設を使用しようとする日の 1 箇月前から 5 日前までに、<u>所管地方振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項の規定による許可（集合訓練広場又は木材工芸センターに係るものに限る。以下この項及び第 6 条第 2 項において同じ。）を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとする者であるときは、前項の規定にかかわらず、森林公園の施設を使用しようとする日の 5 日前から森林公園の施設を使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。</p> <p>第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、<u>森林公園内行為許可申請書（様式第 2 号）</u>を所管地方振興局長に提出しなければならない。</p>	<p>(休場日及び使用時間)</p> <p>第 2 条 森林公園の施設で条例別表第 1 に掲げるもの（以下「森林公園の施設」という。）の休場日<u>及び使用時間</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>2 条例第 1 条の 2 に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、森林公園の所在地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局長</u>の承認を得て、前項の休場日以外の日において臨時に休場し、又は<u>同項</u>の休場日において臨時に開場することができる。</p> <p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第 1 項の使用時間を臨時に変更することができる。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 2 条第 1 項又は第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者</u>が定める申請書を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第 2 条第 1 項の規定による許可（集合訓練広場、<u>木材工芸センター又はキャンプ場</u>に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとする者であるときは、前項の規定にかかわらず、森林公園の施設を使用しようとする日の 5 日前から森林公園の施設を使用しようとする日までに口頭で許可を求めることができる。</p>

<p>(許可書等の交付)</p> <p>第6条 所管地方振興局長は、<u>条例第2条第1項の規定による許可をしたときは森林公園施設使用許可書(様式第3号)を、条例第3条第1項の規定による許可をしたときは森林公園内行為許可書(様式第4号)を交付するものとする。</u></p> <p>2 条例第2条第1項の規定による許可が個人使用に係る許可であるときは、前項の規定にかかわらず、<u>森林公園施設利用券(様式第5号)を交付するものとする。</u></p> <p>(許可書等の提示)</p> <p>第7条 条例第2条第1項又は第3条第1項の規定による許可を受けた者は、<u>森林公園の施設を使用しようとするとき、又は条例第3条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、森林公園施設使用許可書若しくは森林公園施設利用券又は森林公園内行為許可書を管理者に提示しなければならない。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第8条 次に掲げる事項は、<u>森林公園の使用を許可する場合の条件とする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>使用を終わったとき、又は条例第5条の規定により使用の許可を取り消されたときは、管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>その他森林公園の維持管理のためにする管理者の指示に従うこと。</u></p> <p>(職員の立入り)</p> <p>第9条 <u>管理者は、森林公園の管理上必要があると認められるときは、使用中の施設等にその職員を立ち入らせることができる。</u></p> <p>(使用料の免除及び還付)</p> <p>第10条 条例第7条又は第8条の規定により<u>使用料の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、使用料免除(還付)申請書(様式第6号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。</u></p> <p>(汚損等の届出)</p> <p>第11条 森林公園に入園した者は、<u>施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに管理者に届け出てその指示を受けなければならない。</u></p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(許可の条件)</p> <p>第4条 次に掲げる事項は、<u>許可の条件とする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>使用を終わったとき、又は条例第5条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他整理整頓をすること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>その他森林公園の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。</u></p> <p>(指定管理者による立入り)</p> <p>第5条 <u>指定管理者は、森林公園の管理上必要があると認められるときは、使用中の森林公園の施設等に森林公園の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。</u></p> <p>(利用料金の免除及び還付)</p> <p>第6条 条例第7条又は第8条の規定により<u>利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(汚損等の届出)</p> <p>第7条 森林公園に入園した者は、<u>施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。</u></p>
---	--

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

施設の所在する森林公園の名称	休場日	使用時間
岩手県県民の森	1 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年1月3日まで	宿泊の場合にあつては到着の日の13時から出発の日の10時まで、一時使用の場合にあつては9時から16時まで
岩手県滝沢森林公園	1 火曜日（休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年1月3日まで	9時から16時30分まで
岩手県千貫石森林公園	1 月曜日（休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） 2 12月1日から翌年3月31日まで	9時から16時まで
岩手県大窪山森林公園	1 月曜日（休日に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日） 2 12月1日から翌年4月30日まで	9時から16時まで
岩手県折爪岳森林公園	11月の第4日曜日から翌年4月の第4土曜日まで	9時から17時まで

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。